

平成 18 年度における環境物品等の調達実績の概要

電気通信大学

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「法律」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年度における環境物品等の調達実績の概要をとりまとめたので公表する。

1. 平成 18 年度の経緯

平成 18 年度については同 4 月 1 日電気通信大学における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」についてを策定・公表し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

2. 調達実績の概要

(1) 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等の物品等の調達については、別表「平成 18 年度特定調達品目調達実績取りまとめ表」のとおりである。

① 目標調達状況

調達方針において、調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、全て 100%を目標としていたところであるが、物品等の調達実績で平均 96.7%の調達実績となった。

② 調達目標を達成できなかった理由等

業務上必要とされる機能、性能面等から、特定調達品目の仕様内容を満足する規格品がなかったことによるものである。

③ 判断の基準より高い基準を満足する物品等の調達状況

調達した品目が、判断の基準より高い基準を満足する物品等もあるが、その集計は行っておらず、報告には至っていない。

(2) 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達するように勤め、OA 機器、家電製品について

は、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択することとしているが、集計は行っておらず、報告には至っていない。

(3) その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

環境物品等の調達に当たって、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとし、環境物品等の判断基準を超える高い基準のものを調達すること、また、グリーン購入法適合品が存在しない場合についても、エコマーク等が標示され、環境保全に配慮されている物品を調達することについて配慮した。

また、物品等を納品する業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者に対して事業者自身が、環境物品等の調達を推進するように働きかけた。

(4) 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明について

平成 18 年 2 月林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」への準拠については、可否をカタログ等で確認することが困難であったこと等により、未確認のまま調達を行った。

(5) 該当年度調達実績に関する評価

本学においては、教育・研究上必要とされる機能、性能面等から、特定調達品目の仕様内容を満足する規格品がないものがあるため、物品等の調達率が目標に達しなかったものもあるが、当初の年度調達目標をおおむね達成していると認められる。